

行政問題研究会報告集

***** VOL.8 *****

「まちづくりと弁護士の役割」

—行政分野への職域拡大に向けた試み—

講師 大阪弁護士会会員 坂 和 章 平

大阪弁護士会行政問題委員会編集

2001年10月発行

「まちづくりと弁護士の役割」

—行政分野への職域拡大に向けた試み—

行政問題研究会報告集 目 次

第一部 総 論

司会挨拶	2
1 はじめに	2
(1) 配布資料、閲覧資料の説明	2
(2) 自己紹介	3
2 本日の3つのテーマ	4
3 本日の獲得目標	5

第二部 各 論

第1 第1のテーマーまちづくり法とは何か	5
1 本レジメの紹介	5
2 まちづくりに関する法の体系	6
(1) 日本の都市法制のしくみ	6
(2) 日本のまちづくり法の4つの特徴	7
①絶対的土地所有権	7
②線引き・色塗り・数値による都市計画	7
③国家主導の都市計画	9
④メニュー追加方式	9
(3) 侵入建築物等整備事業とは	11
(4) 都市計画法の大改正	12
(5) まちづくり法体系化の必要性	13
3 都市法の時代区分	13
(1) 田中角栄 日本列島改造の時代	14
(2) 中曾根アーバン・ルネサンス	14
(3) 土地バブルへの急方策	15
(4) 地上げ	15
(5) 土地基本法	16
(6) バブル崩壊後の動き	16
(7) 土地政策の大転換	17
(8) 定期借家権	17

第2 第2のテーマーまちづくり法と政治・経済等との結びつき

1 土地問題との結びつき	18
2 行政改革	18
3 地方分権	19
4 金融ピックパン	19

第3 第3のテーマー弁護士として何ができるか

1 立法・政策立案について	20
2 行政のアドバイザーとして	21
3 各種の審議会委員として	21
4 震災復興まちづくりに関して	21
5 オンブズマン活動	22
6 マンションの再建	23
7 お金のこと	24
8 参考例としての坂和流の活動	24
9 住管機構の弁護士	25

第4 坂和流弁護士活動のヒント

1 情報収集の努力	25
2 本音と建前をなくそう	26
3 異業種交流	26
4 趣味と実益の一一致を目指そう	27
5 ターニングポイント	27

第5 質疑応答

終わりの挨拶

資料

平成12年度 第1回 行政問題研究会

日 時 平成12年9月11日

演 題 「まちづくりと弁護士の役割」—行政分野への職域拡大に向けた試み—

講 師 坂和章平

経 歴

1 氏 名 坂和 章平 (さかわ しょうへい)

2 昭和24年 稲山市生まれ

3 昭和46年 大阪大学法学部卒

同年 司法試験合格 (26期)

昭和49年 大阪弁護士会登録

4 著書論文

「岐路に立つ都市開発」都市文化社1987年

「都市づくり・弁護士奮闘記」都市文化社1990年

「震災復興まちづくりへの模索」都市文化社1995年

「まちづくり法実務体系」新日本法規出版1996年

「実況中継 まちづくりの法と政策」日本評論社2000年

5 専門その他

都市問題、公害問題

芦屋市中央地区まちづくり協議会顧問

本日は火災天気が悪いため、30名ほどの出席予定をいただいておりますが、集まりが悪いようです。先生の講演を頂く前に、行政問題特別委員会（なお、平成13年4月から、行政問題委員会に改称されております）から簡単に委員会活動についてお話しさせていただきます。1998年から行政問題研究会というものを催しまして、定期的にこういう講演会を開くとともに、講演会の成果を報告集という形で出版しております。今日現在までに既にN.O. 5まで出版しておりますので、お手元にない方は事務局にお申し出いただけたら、と思います。今年度の企画の趣旨としては、大まかに2つの柱を考えております。1つは行政分野への職域拡大を図っていくういう観点です。もう1つは若手弁護士の行政訴訟への習熟を図っていくういう観点です。この2つを2本柱としまして、今年度の施策を考えております。

本日の講演は、行政分野の職域拡大という観点から、坂和先生にお願いさせていただきました。本日は坂和先生には大変お忙しい中、非常に濃密なレジュメまで用意していただきました。大変ありがたい貴重な講演になると思います。

それでは、時間もございませんので、先生の講演に入らせていただきたいと思います。

〔坂和〕

第一部 総論

1 はじめに

(1) 配布資料、閲覧資料の説明

ご紹介いただきました弁護士の坂和です。26期ですので、約25年間弁護士をやってきたことになります。最初の10年間は、大阪国際空港の騒音訴訟とか西淀川の大気汚染訴訟とか、公害関係の事件をライフワークとして取り組んできました。これは「一般的の事件の処理」プラス「趣味的な活動」という位置づけです。そして最近の15年間は、まちづくり、都市問題というテーマで、趣味的な活動をやっております。

本日は、「行政問題委員会の中でいろんな勉強会をやっている。ついでに、お前がやってきた、まちづくりの分野での活動を紹介しろ」ということですので、かなり「自己流」の活動になっておりますが、それをご紹介することによって、「まちづくりの分野においても、弁護士の果たす

- 2 -

べき役割は非常に大きいものがあるんだ」ということを分かっていただけたら幸いだと思います。

私は、一人の自由な弁護士の立場で活動をしておりますが、例えば阪神淡路大震災のときに、弁護士会の中でいろんな委員会が活動したという例のように、弁護士会全体として取り組むケースも当然あります。このようにいろんなパターンがあるわけですが、今日は、「私なりの活動のスタイル」という位置づけで、ご参考にしていただければ、と思います。

レジュメを用意しております。また、「私の情報収集」ということで、新聞記事や映画のパンフレットなどもたくさん配布していますので、適当に参考にしながらお話を聞いてもらえた、と思います。「何で映画のパンフレットなんや?」と思われるでしょうが、やっぱり法廷サブレスの映画は見れば参考になります。つい最近ヒットしましたジュリア・ロバーツという美女女優が主演した「エリン・プロコビッチ」という映画、これはアメリカの公害問題を扱ったもの、それから「インサイダー」という非常に面白い、アメリカの煙草産業を扱った映画・・・、そういう映画のネタからも勉強できるものがたくさんあるということです。そういうスタンスで、趣味と実益を兼ねていろいろやっておりますので、そういう資料も一緒に見ていただければ、と思います。

まず、横書きの2枚だけのレジュメに基づいてお話をします。

(2) 自己紹介

最初に自己紹介を簡単にやります。私は愛媛県の松山市で生まれて、大阪に入り、司法修習生になって、大阪弁護士会に登録した、という経験です。愛媛県の松山市は、司馬遼太郎の「坂の上の雲」で描かれた正岡子規と秋山兄弟の生まれた都市ですが、中堅都市として非常にきれいな街で、大好きな街です。そこから大阪に出てきて大都会の中で生活をしました。また修習生のときには東京での生活も経験しました。そういう中で、どんな街が自分の好きな街なのかと考えると、松山という地方都市に育った経験というものがベースにあることがわかります。高校時代まで松山で生まれ育ったことを基礎に、自分のいろんな感覚がつくられているんだな、と思うわけです。

弁護士としての仕事は約25年間やっておりますが、ほとんど一般の民事事件が中心で、同時に並行的に、最初申し上げましたように、10年間ぐらいを公害問題、15年間ぐらいを都市問題という形で取り組みました。都市問題に取り組むようになったきっかけは、大阪の駅前ビルの再開発問題が起ったことです。それが昭和59年で、この時から都市問題をやるようになりました。最初の自己紹介はこれぐらいにして、「坂和流」でやってきたことの内容は、後ほど詳しくお話

- 3 -

したいと思います。

2 本日の3つのテーマ

<テーマ1 まちづくり法とは何か>

今日のお話の主なテーマは、3つあります。1つは、ひとことで「まちづくり法」とか「都市法」と言っているわけですが、多分、そういう分野の法律を勉強したり、そういう事件を扱ったことがない弁護士の先生にとっては、非常に迷惑のある、「何じゃそれは?」と感じる領域だらうと思います。借地借家の問題とか、あるいは、それに連なる土地の問題、家の問題というのではなくあります。まちづくりに関する法律とか相談を聞くことは非常に少ないと思います。そこで、あえて「わが国の」という大風呂敷を広げますが、日本で戦後55年の間につくられてきた、まちづくりの法律とは一体何なのか、ということを概観したい、それを頭に入れていただきたい、というのが第1のテーマです。

<テーマ2 まちづくり法と政治・経済との結びつき>

2番目には、今、日本では政治・経済・社会・文化など、あらゆる面でいろいろな問題がおこっていますが、日本でのまちづくりに関する法律は、そういう問題と極めて密接に結びついている問題なんだ、ということを理解していただきたいということです。

例えば離婚の問題とか、家族法の問題とかをひとつ考えても、これは当然、時代とともに変わります。戦前の民法と戦後の民法は、家族法の分野ではガラッと変わった。これは当たり前のことです。そういう意味で、まちづくりに関する法律も、時代の流れの中でいろいろ変わってきている。まちづくりに関する法律は、時の政治権力、あるいは経済状況、そういうものに非常にビックリに反応する分野です。従って、日常的に新聞記事を覗かしている、例えば、選挙制度の問題であるとか、金融の問題であるとか、あるいは一時期の不良債権の処理の問題であるとか、そういう問題はすべて、まちづくりに関する法律に結びついているということです。バブルの発生とその崩壊はもちろん、十数年前の土地問題の噴出、これらはまさに日本の都市法、まちづくり法が生みだした問題なんだということを理解する必要があるわけです。

そういう意味で、まちづくりに関する法律というのは、単なる条文の解釈よりも、それがいかに政治・経済・社会情勢と結びついて動いているかを理解することが大切です。また政治・経済を変えていくためには、法律専門家だと自称している我々弁護士が、まちづくりに関する法律についての意見、あるいはもっと言えば立法、そういうところまで関与していかなければならぬのではないかと思います。要は、まちづくりの法律が、政治・経済その他の分野にどのように結びついているのかということを、専門家としてのそれの感覚で捉えてもらいたいということです。

- 4 -

2 行政のアドバイザーとして

次に、行政のアドバイザーとしての役割を果たす、という弁護士の役割があります。

最近、監査の分野で弁護士が役割を果たす制度が大阪府でできました。この制度は、もっと各都道府県に広げないとダメだ、と思っていますが、なかなか他の都道府県では、弁護士にお呼びが掛からないという状況にあります。会計監査の分野でも、純粋的な問題だけではなく、法律的なチェックが必要ですから、そういうところは弁護士がもっと入っていかなきゃならない分野です。

3 各種の審議会委員として

弁護士が今までよく活動してきた分野として、都市計画審議会があります。私も昔、奈良県生駒郡の生駒町というところで都市計画審議会の委員をやったことがあります。また東大阪市でホテル審議会の委員をやったこともあります。いろんな審議会があるわけです。その中に弁護士が法律専門家、あるいは実務家という資格・観点で入っていく、そして実践的な意見を出していくことが重要になります。特に、都市計画法が変わった、地方分権一括法ができる、また、市町村の都市計画審議会が法定化されたという流れの中で、その役割が更に大きくなります。そういう分野について、「俺はそんなこと知らないよ」ということではなく、弁護士が、「俺もやりたい、俺もやりたい」という形で入っていって、それなりに役割を果たしていくことが重要ではないか。「やっぱり弁護士が入ってくると違うな、議論が縮まるな」という方向に持っていくかなきだめだと思います。

ちなみに、多分、どこの都市計画審議会でも、平常時にやっている内容は、役所の都市計画の部局が事務局をつとめ、その事務局がテーマを決めて、招集をかけて、提案をする。そしてそれについて説明をして、質問が2、3出で、よっしゃそれでオッケー、という形で決めるというものだと思います。神戸の大震災のときの都市計画審議会での都市計画決定の審議、これはかなり賛否両論の議論があつたようですが、そういう激烈な議論をすることはほとんどないわけです。ちなみに、都市計画法の92年改正のときには、用途地域の変更をすると、市町村マスタープランをつくるとか、そういうテーマでいろいろ議論しましたが、そういう議論もなかなか国民的な議論にはならなかった。ましてや、都市計画審議会での議論が国民に知らされることはありませんでした。そういう意味では、各種の審議会が国民に開かれたものとして、実質的に大きな役割を果たしていくためには、弁護士がもっと登場し、発言する必要があると思います。

4 風災復興まちづくりに関して

それから、復興まちづくりの分野では、兵庫県弁護士会や大阪弁護士会は大きな役割を果たしました。「阪神淡路大震災と弁護士の役割、弁護士の取組み」という形で、分厚い報告書を第3集ま

- 21 -

ジなどの横書きのB4の本レジュメを参考にして下さい。これは若干の宣伝も兼ねております。私は、日本評論社から『実況中継・まちづくりの法と政策』という本を、今年の7月31日に出版しました。これは、昨年11月、私が慶應大学の法文学部で4日間、「まちづくりの法と政策」というテーマで集中講義をやったものをまとめた本です。本日の詳しいレジュメは、その集中講義の時に使ったものを一部カットしたものです。

2 まちづくりに関する法の体系

(1) 日本の都市法制のしくみ

最初のテーマである、「まちづくり法とは何か」については、本レジュメの2章、3章、本レジュメの6ページあるいは8ページを見ていただきたいと思います。まず、本レジュメの第2章に書いています、「都市法制の仕組み」ということをお話ししたいと思います。

日本で、まちづくりとか都市計画とかに関連する法律は大体200あると言われています。皆さんには、都市計画法という法律はご存じだと思います。しかし、国土総合開発法とか国土利用計画法とかになりますと、そういう法律があることは知っていますが、それが具体的に弁護士の業務とか法律相談に関係するかと言うと必ず関係しない、したがって、こういう法律を特に勉強したことはないだろうと思います。また土地収用法とか農地法とか、こういう個別の法律になりますと、土地収用法で土地を取りあげられそうだという相談を聞いた場合とか、あるいは農地法は、最近はあまり大きな社会問題になっていませんが、戦後は、農地解放の問題、地主対小作の問題、で大問題だったわけです。当時農地法は、弁護士にとって花形の一分野だったのです。このようになくさん、まちづくりに関する法律があるわけですが、そのごく一部しか弁護士は知らない、それも断片的にしか知らない、というのが実態です。

都市再開発法という法律があります。これは昭和44年にできた法律です。だからごく新しい法律です。昭和44年はどういう時代か、と言うと、田中角栄が「日本列島改造論」を打ち出して、一躍、「時代の主役」として登場するとともに、日本に公害をばらまく元凶になった時代です。もっとも公害はばらまいたけれども、まさに日本列島が一つに結びついた、そしてある意味では大きな経済発展をもたらした時代です。そういう時代の中で、「都市再開発」というテーマが大きな役割を担うようになった、ということです。これは逆に言えば、それまでは都市再開発という制度や法律がなかったですから、弁護士や法律家が都市再開発に関与することはなかったということです。それまではせいぜい、土地区画整理法、土地区画整理というシステムはずっと昔からありましたから、この区画整理の制度によるまちづくりに関与する程度だったわけです。

要するに弁護士は、このような個別の法律について断片的には知っていますが、日本のまちづく

りに関する法律はどういう体系になっているのか、それは一体どういう意味を持っているのか、については、なかなか分かっていないということです。本日のレジュメでは、それが実はこういう体系なんだ、ということを説明しています。つまり、都市計画法を「母なる法」とした、膨大な法体系になっている。都市計画法が母なる法だという意味の1つは、都市計画法に基づいて都市計画事業などが決まる、ということです。レジュメ6ページの図1の下のほうに書いてある地区計画、都市施設、市街地開発事業、促進区域、地域地区、こういうものがすべて都市計画法を基本として決まっているわけです。

他方、左の方に書いてあるのが、土地に関する計画法で、国土総合開発法とか国土利用計画法などの計画法の体系です。また、さまざまな規制法の体系もあります。このようないくつかの体系に分かれ、日本のまちづくりの法律ができます。日本の都市計画法は何を決めているのかというと、たとえば、地域地区的制度とか、市街化区域と市街化調整区域に分ける制度とか、あるいは用途地域という制度があって、住居地域、商業地域、工業地域などを決めます。こうしたことについては、それなりの断片的な知識はあるわけですが、それが体系的にどうなっているのか、ということになると、まず弁護士は知らない、大学の先生も知らない。こういう仕組みを知っているのは、まさに官僚機構、日本の建設省を中心とした、まさに今、中央官庁の再編成というテーマで大問題となっている、日本の官僚機構だけです。それと地方自治体においては、都市計画の部署の人たちが、こういう仕組みを一番知っているわけです。従って、そういう人たちが、まちづくりに関する法律や計画をすべて牛耳っている、というのが日本の現実なんだということです。

(2) 日本のまちづくり法の4つの特徴

レジュメ6ページに日本のまちづくり法の特徴を4つ書いています。1番目が絶対的土地所有権、2番目が線引き・色塗り・数値による都市計画、3番目が国家主導の都市計画、4番目がメニュー追加方式、こういうふうにまとめています。

① 絶対的土地所有権

細かい説明はしませんが、1番目の絶対的土地所有権というのは、日本の民法で一番最初に教わる、土地の所有権は地上から地下まで全部に及ぶ、ということで、日本の教育の大きな弊害です。日本では、土地所有権は誰からも侵害されない、と教わるわけで、それが非常に大きな問題点です。

② 線引き・色塗り・数値による都市計画

2番目の、線引き・色塗り・数値による都市計画。これが日本の非常に大きな特徴であり、

- 7 -

る、これは非常に大事な仕事だと思います。このように、まちづくり問題全般に目を向けて、いろんな分野があることがわかると思います。

6 マンションの再建

さらに弁護士が果たす役割として、マンション再建の問題があります。区分所有法という法律があることは、弁護士である以上、皆さんご存じだと思います。ところが区分所有法に関する裁判をやったことある人、と言いますと、多分100人のうちの2、3人だと思うんです。マンション建て替えの相談を開いたことのある人、なんというと、今までほとんどいなかったと思います。ところが、今回震災でマンションが倒れたことによって、「マンション再建」が大テーマになった。その中で、たくさんの方々がこの問題に関与しました。そしてマンションの現場に入りました。神戸でも戎政晴弁護士などが率先してこの活動をやりました。しかし、多分、彼も「もうこんな仕事をやるのは嫌だ」と考えていると思います。

なぜならば、「とにかくしんどい」、なんです。中に入っていけばいくほど、マンションの住人の利害が錯綜しています。弁護士として、普通の事件の依頼を受ける場合は、依頼者がいて、こちらは弁護士という立場で、向こうから頭を下げて、お金を持ってきて、「先生、お願ひします」「よしゃ」という形でいます。しかし、こういうマンション再建などの問題になると、弁護士がそこに入っていって、「俺に任せとけ」というわけにはなかなかいかない。賛成派の意見を聞いて、反対派の意見を開いて、やっぱりこうすべきだという説得をしなきゃあかんわけです。そして説得することになりますと、賛成派は「あんたの言うとおりや」と認めてくれますが、反対派からは文句をつけられます。「当事者論」になればなるほど、反対派から文句をつけられる。これがしんどいんです。「あいつ、けしからん」「あいつ、何のために入ってきたんだ」「あんな奴出て行け」という声が出るんです。私は、復興まちづくりの関係では、マンションの問題もやりましたが、最も力を注いだのは、芦屋の中央地区というところでやった、「まちづくり協議会の顧問」という立場での活動でした。ここには、復興まちづくりの区画整理案をつくるについて、賛成派と反対派がいます。区画整理を進めていくというサイドに立っていろいろ活動すると、反対派からはケチをつけられます。文句を言われます。「これはやむを得ない」と考えて私はやりました。しかしビラには悪口を書かれるわ、立看板はつくられるわ、結構大変でした。

この点については弁護士によって、いろんなスタンスがあると思います。芦屋中央地区のケースで反対派の立場で相談を開いて裁判をしている弁護士は、私の同期の友人の弁護士です。彼は彼なりのスタンスでやっている。私は私なりのスタンスでやっている。それぞれ、まさに弁護士である以上、それが自由にできるから、いい仕事だと思います。ただ、そういう活動をしている弁護士の

- 6 -

また難しいところです。線引きというのは、都市計画区域と都市計画区域以外を分ける線引きや市街化区域と市街化調整区域に分ける線引きのことです。市街化区域にも市街化調整区域にも入らないところは、白地図区域ということになります。こういう線引きによって区域割りをするのが1つの特徴です。次の色塗りというのは、用途地域のことです。商業地域、工業地域、住居地域などに色塗りで分けます。さらに住居地域でも、住居専用地域とか、単なる住居地域とかに分けて色塗りします。そして用途地域によって、建ぺい率とか容積率とかを数値として決めていくのです。したがって、線引きと色塗りと数値、これによって、「俺の持っている土地はどういうふうに使えるんだ」ということが決まるわけです。

たとえば、信州の長野県にスキー場がある、そのスキー場周辺に投資をして、マンションを建てて儲けたいと思った場合、信州のスキー場、そこは一体どういう区域なのか、都市計画区域なのかそれ以外なのか、白地図区域のか市街化調整区域なのか、そこでは容積率はどれだけあるのか、こういうことを調べなければ事業はできないわけです。したがって、土地の値段は何で決まるのかというと、こういう要素から決まってくるわけです。すなわち、10階建てのビルを建てることができる大阪の裁判所のすぐ近くの土地、それは値段が当然高い。しかし前の道路が非常に狭い、4mの道路しかない、だから、その道路に面した土地は容積率が300%しかない。そうするとその土地にはあまり大きい建物は建てられないから、その土地の価値は低い。このように、容積率によって土地の価値が決まる、というのが日本の非常に大きな特徴です。そしてそれが「土地バブル」を生んだのです。つまり、土地バブルを生んだ構造は、まさに日本のこのような都市計画の法制度にあったということです。それならば、「土地の値段を下げるにはどうしたらよいのか」これは簡単なことです。容積率を下げればいいのです。ところが、容積率を下げるというような決定を、一体誰がするのか。誰ができるのか。勝手にどこかの大臣がやったら、そら、えらいことになる。またどこかの官僚が勝手にそれを決めたよ、ということになれば大問題になります。そこで、このような容積率を決めるという大切な都市計画の決定については、住民参加や市民参加が大きな問題になります。ところが、こういうまちづくりに関する法律は非常に難しい。「俺の土地の容積率は何%だ」ということくらいは知っていても、その他の複雑な法制度やその意味合いをきちんと知っている人はあまりいない。そうすると、「容積率を下げるよ」と言わなくても、「そうすると、結局どうなるんや?」ということが分からぬため、なかなか意見も出せないという状況になるわけです。

ここから出てくる結論は、このような日本の都市計画の法制度をちゃんと理解すること、これが非常に大事だということです。市街化区域などの線引き・用途地域の色塗り、さらに、容積率・建ぺい率などの数値、こういうものによって日本の都市法制度のあり方は決まる、と言って

- 8 -

- 23 -

か。この『まちづくり法実務体系』の目次は、私たちが日本のまちづくり法を体系化するについては、こういうのはどうだろうか、という意図でつくったものです。これは大雑把に言えば、1章で時代区分、戦後55年の歴史的な区分をした、2章で計画法の体系をまとめた、3章で規制法の体系をまとめた、ということです。そして4章が法律に基づくまちづくり。5章の第4節が法律に根拠を持たないまちづくり。法律に根拠を持つものと法律に根拠を持たないもの、というように大きく分けました。

今お話しした、「メニュー追加方式」というのは、まさに法律に根拠を持たないまちづくりの手法です。法律に根拠を持つまちづくり、たとえば土地区画整理事法とか都市再開発法とか土地収用法とか、こういう法律は日本は民主主義国家ですから、国会でつくっています。したがって曲がりなりにも、国会で国民の意見を反映した法律をつくるというシステムが機能しています。十分か不十分かは別として、そういう構造になっています。ところが法律に根拠を持たない手法、これは官僚がやるものです。そしてまちづくりに関するものは建設省を中心です。つまり建設省の役人が、法律とは関係なしに、要綱とか通達とかをどんどんつくって都道府県や市町村に回していくのです。例えば、この目次の一番右に書いてある「主な要綱事業」の中に、「優良建築物等整備事業」というのがあります。これは建設省の住宅局市街地建築課が所轄する事業です。それから、「街並み・まちづくり総合支援事業」、これは都市局の都市計画課、住宅局の市街地建築課、さらに建設経済局の宅地開発課が担当する事業です。こういうものを並べれば、10も20も50も100もあるわけです。皆さん、こういうものは知りませんよね。一般的には、東大の法学部を卒業した、一番優秀なエリートが中央官庁に行きます。そして彼らが優秀な知恵を絞って、毎年毎年こういう事業をつくっているわけです。従って彼らは、「日本のまちづくりを牛耳っている」と言うと怒られますが「日本のまちづくりを指導しているのは俺たちなんだ」と思っています。現にそれだけの知恵を出しているし、それだけの努力をしています。そういう彼らから見ると、「弁護士という職種は、文句を言ってる人の意見ばっかり汲み上げて、国に対してケチをついているだけだ」という感覚になるのも、ある意味で当たり前かもしれません。要するに、建設省の優秀な役人たちが知恵を絞ってこういう事業を毎年つくっています。

ちなみに、阪神淡路大震災のとき、すごく大きな役割を果たしたのが、この「優良建築物等整備事業」です。私たちは、やもすれば都市計画決定をした土地区画整理事業や市街地再開発事業、そういう地区に、目を向けています。マスクミもそういう地区に目を向けています。なぜならば、そういう地区が一番分かりやすいからです。またそういう地区は、住民の反発が非常に強く出ているため、新聞のネタになりやすいからです。ところが、現実の復興もづくり事業は、

(3) 優良建築物等整備事業とは

この制度は、一言でいえば、建設省があなたの家の建て替えは優良な事業だと認めた場合は補助金を出してやろう、というもの。もっと分かりやすいくいえば、木造の2階建てだったものが、地震で潰れた。そこでもう一度、「俺は木造の家が好きだから、俺の敷地に木造の2階建てを建てる」ということであれば、「そうですか、それはあんた勝手にやりなさい。建設省は関係しません」と、こうなります。ところが、「私の土地とお隣さんの土地と合わせたら、200坪ほどになる。その200坪の土地に4階建てのビルを建てるんだ。1階をわしが使って、2階をお隣さんが使って、3階4階は人に貸すんだ。4階建てだからエレベーターも付けなあかん。全体としてこういう建築計画になります」と示すと、建設省は「よっしゃ」と言うわけです。その「よっしゃ」ということのポイント、意味合いは、「耐火建築物になるのだから」ということです。「木造だったらまた燃えるからあかん。ビルだったら燃えにくいからよろしい」ということです。つまり耐火建築物は優良建築物だということです。また200坪のまとまった土地に建物を建てる場合は、空地もたくさん取れるからいい建築物だ、ということです。要するに、建設省がいい建物だと認めた場合には、補助金を出しましょう、エレベーターをつくるについても一部お金を出しましょう、設計の段階でもお金を補助しましょう、と、まあこういうことです。

私たちとはこれを「インセンティブ」(刺激)と言っています。要するに優良な建築物だと認めてももらうことによって、国からお金の補助をしてもらうということです。コンサルタント、コーディネーターあるいは一級建築士の事務所など、そういう、この道の専門家の人たちに相談すると、必ずこういう制度にもとづく建て替えを提案してくれます。「自分の敷地内で、自分で建物を建て替えるだけでは、全部自分でやらなあきません。ところが、こういうシステムがあります。このシステムを使えば、こういうことができるんですよ」と説明します。そういうことを聞くまでもなく、「そらええわ。そら助かるわ」となるのがふつうですから、こういう制度がどんどん利用されることになります。

これは何を意味するかと言うと、法律なんか関係なくなるわけです。建設省がそういう制度をどんどんつくって、大蔵省から予算をとってきて、そういう事業に回していく。そうすると建設省の力、まさに権益（省益）が大きくなってくることにもなります。そういうことが、戦後55年間されてきた。中央官庁の力はどんどん大きくなってきたのです。そして中央官庁の力によって、

地上げの問題で本を書いておられます。地上げについては、大阪では特に「えげつない」動きがありました。そして地上げの問題に対しては、弁護士はかなり実務的に関与しました。ひどい地上げはけしからんということで、地上げ行為に対する仮処分などの法的対応をいろいろとったわけです。ところが、個々の事件で弁護士が対応していくよりも、まさに「不動産融資の総量規制」というカンフル剤一發で決まったということは、やっぱり考える必要があると思います。

(5) 土地基本法

それからもう1つ、この時代、土地基本法について議論をしました。「土地の所有権とは一体何だ」、「土地はどういうふうに利用すべきか」という本質的な問題を議論したわけです。これは実は、バブルの時代よりも更に10年も20年も前から、東大の稻本洋之助先生などを中心として学者の先生が議論をしていたのです。ところがそういう議論はなかなか日の目を見ないのが、日本では実態です。そういう本質的な土地をめぐる議論、それがなかなか日の目を見ない。そしてこのバブルの時代に、その議論がされかかったけれども、バブルが終わったことによって、また忘れてしまった。日本人は、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」「熱しやすく冷めやすい」という気質があるんじゃないかと思います。今や、土地バブルが終わって、土地取引が激減して、地価が沈静化、下落した。その中で、また土地の流動化をやらなきゃならん、ということで、今度はまた180度方向転換をしました。

戦後、池田内閣、田中角栄、大平内閣、そして中曾根内閣、中曾根内閣で土地バブルが破裂し、土地基本法が生まれた、というところまで今お話ししました。

(6) バブル崩壊後の動き

バブル崩壊後どうなったか、ということは、レジュメの10ページ、11ページに書いています。バブル崩壊でいろいろな問題が生まれてきました。しかし土地問題を扱った新聞記事は激減しました。そして、細川内閣が平成3年に誕生しました。これは、今までの政・官・財のトライアングルによる着、自民党を中心とした建設業界の着、そういうものに対する批判が盛り上がった結果です。その中でまた主細川内閣が誕生ましたが、細川内閣も、期待されながら新しい施策を軌道に乗せることができないまま、退陣しました。その次に、橋本龍太郎内閣が自民党の本格政権として生まれてきました。橋本内閣の下では、「行政改革をやるぞ」、「地方分権をやるぞ」ということで、非常に骨太の、10年間、20年間という先を見込んだ鉄骨組みが生まれかけました。ところがこれも、橋本内閣が倒れてしまい、小渕内閣になり、更に森内閣になってきた。

るまちづくりの住民団体とか、そういう人たちを自分なりにイメージしています。そういう異業種と交流をすると、ゼネコンのおっちゃんとか、なかなか食えない建築士とか、いろいろいます。そういう人たちとまちづくりの問題を話し合うと、割と話が通じます。しかし弁護士と話をするとなかなか通じない。弁護士はみんな、「わしの決めた法律論」というのがあって、なかなか通じないという問題があります。

そういう意味で、弁護士会としての活動は大いに結構、弁護士会としてまとまった提言をすることも大いに結構、しかし、その中だけに閉じこもらずに、外に出て異業種と交流することが必要だ、ということを2番目に申し上げたいと思います。

4 趣味と実益の一一致を目指そう

3番目には、これは私の今の活動スタイルになっているわけですが、自分の趣味と実益を兼ねた形を目指したい、ということです。

今配っている映画評論にしても、私は、映画評論を書きたい、ということを前からいろんな人に言ってました。ところが新聞も雑誌も、なかなかスペースをとってくれなかつた、お呼びがかからなかつた。自分がいろんな映画を見る中で、弁護士として自分なりの感想、評論を書きたいと思っても、そういうチャンスはなかなかめぐってこなかつたわけです。そういう状況の時、たまたま、新日本法規から、「法苑」という小冊子に書く機会をもらいました。そこで最初に「レインメーカー」というジョン・グリシャムの法廷サスペンス映画の評論を書きました。2回目には「金融賄食列島」という、役所広司さんが主演した日本映画の評論を書きました。そして3回目は「島の城」と「プライベートライアン」という戦争の映画ですが、これをもとに「公と私」というテーマで書きました。「金融賄食列島」も、見ている人は意外に少ないんです。学生さんもあまり見ていない。でもこの映画の話をして、こういう問題点を描いてるんだ、それは今のこういう問題と結びついてるんだ、だから是非見なさい、見れば何か考えることがあると思う、という形で説明しますと、「見ました」というメールを送ってきたりするわけです。そういう意味では、自分が趣味でそういう映画を見て、自分なりの切り口で評論する、解説をする、意見を言う。そういうものを人に見てもらって、またそれがはね返ってくるということになると、非常に面白い。まして、それで多少なりとも原稿料でももらえば、もう、「ありがたいこっちゃ」ということです。

5 ターニングポイント

昨年11月の愛媛大学での集中講義の時、2日目の朝1番、何の話から切り出していこうかと考え、「ターニングポイント」という、たまたま前に見たテレビ番組の話をしました。「ターニング

- 27 -

非常に内容の濃いお話を、1時間半余りの短時間のうちにご説明いただきましてありがとうございました。先生には、都市問題という、弁護士がなかなか関与しない分野で、いかに弁護士として隔々までアンテナを張り巡らせながら切り聞いてこられたかという努力、またその足跡を手に取るようにご紹介いただきました。

残り10分ほど、貴重な時間を割いていただいておりますので、参考になった弁護士としての姿勢とかいろいろあると思いますし、またそれの方がかかわっている具体的な問題もあるかもしれませんので、是非この機会にご質問をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。この講演につきましても、録音テープに録り、反証して、また行政問題研究会の報告集という形で発表したいと思っております。質疑応答につきましても、皆さんの質問と先生のお答えを収録したいと思っておりますが、特に活字になるから、ということで適應はされないで、何でも結構ですので、ご質問をしていただきたいと思います。

問（弁護士・松村信夫）：弁護士は浮氣者、という話は、私にとっても大変耳の痛い話で、私も以前この問題をかじらせてもらったんですが、今は全く都市問題はやってないんです。先ほど坂和先生のお話にありましたように、この問題は、確かに弁護士にとって非常に取り組みにくい問題です。1つには、それは非常に法体系が複雑化して、簡単にサッパリ理解ができる問題じゃないということ、もう1つは、先ほどお話にありました要綱などが現実の制度の運用上、非常に重要な役割を果たしていること。しかも、それを坂和先生のように、毎日目を光らせていると、それなりに分かってくるのでしょうか、ちょっと気を抜くともう全然分からない、というのが私の感想なんですね。ですから、そういう意味では、先ほどの先生のお話のとおり、まず自分がしっかりと視点を持って、丹念に情報収集をやっていかないといかんのでしょうが、実際には、我々は他に日常の弁護士としての実務をやっていますので、他の実務に引っ張られてしまい、なかなか体系的に都市問題をやろうというインセンティブが起こってこないのが事実だと思います。例えば、今日ここに何人かの震災問題協議会の委員が来ていますが、先ほどお話しにありました震災問題で、まちづくりに興味関心したり、弁護士会の委員会、あるいは震災問題協議会に関与した人の中には、結構これから都市問題を本格的にやろうと思ってるんでしょうが、なかなかこれが実際に自分たちの今後の基本的スタンスとして通していくのか、という迷いがあると思います。弁護士会の委員会活動をしたら、いろいろと都市問題に出会うことがあると思うんですが、それにプラスアルファとして、弁護士の業務として、今後やっていくということについては、なかなかチャンスとか視点が見当たらぬ。だから2、3年やってるうちに、つい他のことに気を取られて、気が抜けてしまって、離れていくと、こういうのが実態じゃないかと思います。

そこでその辺について、坂和先生が先ほどお話しでも大分言っておられましたが、坂和流の

ポイント」というテレビの番組で、たまたま歌手の「浜崎あゆみ」の人気が出てくるときの話が出ていました。それまでは全然ダメだった。ところが、あるプロデューサーと知り合って、「お前は歌がうまいんだ。十分にできるんだ」という話を聞いて、自信を持った。そしてこのプロデューサーのために頑張ろうという姿勢をもち始めてから、歌手として売れてきた。このプロデューサーとの出会いが彼女にとってのターニングポイントになった、というお話だったんです。この番組では、さらに落合博満のターニングポイントの話などいろいろと出ていました。

私にとっては、昭和59年に大阪駅前問題研究会で、再開発問題の勉強会に参加したのが、自分にとっての大きなターニングポイントになりました。その当時、参加した弁護士は何人もいたのですが、それぞれいろんな分野に散ってしまって、この分野でやっている弁護士は少なくなっています。今日参加してもらっている松村信夫先生は、その当時からずっとこの分野に取り組んでいる、数少ない弁護士のうちの1人です。このようにそれぞれの人にとてのターニングポイントがあります。そういうことを考えますと、皆さん方が今日のお話を聞いていただいたこと、また資料を見ていたいたいことが、都市問題に興味をもつ1つのターニングポイントになったらいいな、と思います。

もっともこのターニングポイントも、やはり自分がアンテナを張って自分で探さないとだめなんです。今や、「浜崎あゆみ」ではなくて、「小柳ゆき」の時代になっています・・・。こういう情報を仕入れるために、そういう歌を聴いたり、テレビ番組を見たり、新しいパソコンで仕入れたり、そういうことをしなきゃできません。それを全部自分がやることはできないから、私は新しい曲をMDやテープそしてパソコンでとっても送ってもらったりしています。楽譜に歌詞が入ったものがビックリ送られて来るわけです。自分でパソコンから歌詞カードを取り出します。そしてフィットネスで運動しながら、そういう歌を聞き、歌詞カードを見て、覚えてるわけです。よく考えれば、単に「ミーハー」なだけかもしれませんがない。別にこれはお金にはなりませんが、そのうち、浜崎あゆみ論とか小柳ゆき論あるいは、そういう曲の解説の仕事の仕事でもきて、原稿料でももらえたら、この上なくハッピーだと思っています。そういう意味で、趣味と実益を兼ねた活動が、自分の活動として理想的だと思っています。

このように、自分で楽しみながら、土地問題に取り組んでいるということを最後にご説明して、今日の私のお話を終わらせていただきたいと思います。どうも皆さん本日はご静聴ありがとうございました。

第五 質疑応答

(司会)

- 28 -

都市問題に対する取り組み方から見て、これから若手弁護士の人たちが、こういうやり方で自分なりに勉強して都市問題に取り組んでいったらいいんじゃないかな、ということ、更にあれば、2、3点お聞かせいただけたら結構だと思います。いかがでしょうか。

答（坂和）：結論から言いますと、そういうのはないです。継続してこういう問題に取り組めない、という理由の一番本音の部分は、やっぱり、お金に結びつかないという点だと思います。勉強とか興味とかの面だけでやっていくには、やはり限界がある。日常の業務に追われている、というのはみんな基本的に同じですが、やはり、こういう仕事をやれば、勉強にもなるし、ある程度お金にもなるんだという状況にならざるを得ません。特に、弁護士会として、震災復興の活動などをやると、みんな「ええ格好」して、「お金はいいんだよ」と言っています。「被害者の支援のために弁護士が入るんだ」という言い方をするんです。そうですよね。お金もらってないでしょ、松村先生。弁護士会で現地に入るようなときは？

（松村）：そうですね、そこら辺の線の引き方が、弁護士会の活動で関与するとき、それからさっさと坂和先生がおっしゃった、例えば、阪神淡路まちづくり支援機構のような第三者機関的なもので入るとき、それから全く自分で個人的に業務として入るときというように段階がありますよね。ただ、実際にはそのチャンスがなかなか普通の弁護士にはないんですね。今回の震災のような大きなことがあると、訴訟問題とかが入ってくる。そうすると、どこまでが広い意味のプロボノ活動、弁護士会の活動であって、どこから先を自分の仕事にしたらいいのかという、ここら辺りが線引きが難しいように思います。

場合によって、変にお金もらってしまって、後で責任を取らなあかんようになってくると困るとも思うんですね。特に神戸の実例を見てみると、神戸でマンション問題、都市問題に取り組まれた弁護士なんかも結果としていろいろ苦労しているところを見ると、これは難しいなと感じたりします。変にコーディネーター的な立場でマンションの問題で関与してしまった場合に、下手にすると足が抜けないという恐怖感がある。これは杞憂かもしれません、そこで、なかなか普通の弁護士としてはやりにくいですね。

答（坂和）：そういう意味では私も全く同じなんです。ちなみに、私が芦屋のまちづくり協議会で顧問になってくれという相談を聞いたときに、それはあくまでもプライベートな依頼ということで、顧問料5万円ということをやりました。月5万円もらって、現地に何回も入り、ビルをつくり、本をつくって、やっていたんでは、お金の面で、ペイしないことは間違ひありません。しかし、それでも、「タダでお願いします」ということであれば、「私は、やる気ないですよ」ということで、切ってしまいます。やはりある意味では、「親切の押し売り」的な部分は、できるだけなくしていく必要があると私は思います。そういう意味で、弁護士会の活動としても、あるいは任意の

- 29 -

- 30 -

団体のプロボノ活動ということにしても、「弁護士会だからとかプロボノの活動だから、市民に恩くすのが当たり前」というような感覚は、できるだけ払拭すべきだと思います。「ちゃんとそれだけの仕事をして、それだけの時間を割いて、それだけのアドバイスをするんだから、お金はもらうよ」ということをはっきり言わなきゃならん、と思います。そういう作業には当然お金はかかるんだ、ということを制度としてちゃんと定着させねばいいわけです。

神戸市のまちづくり条例においても、専門家の派遣制度ということができたわけですね。そして専門家の派遣制度では、1つの事業で30万円なら30万円、50万円なら50万円というお金を出すことが制度化されているのです。そういう意味では、ちゃんと費用の問題を制度化していくことが大切です。規模によっては、50万円ではとても無理だ、100万円規模、300万円規模で要るんだ、ということが何回かやっていくと、分かるわけですから、当然それだけのお金を出してもらうようにしていくことが必要だと思います。芦屋でも、まちづくり協議会のための最初の助成金は、何十万円しかなかったのですが、2年目、3年目には、それが200万円、300万円に上がっていきましたから、そういう意味では、実際の協議会の活動を展開するのに必要最低限のお金は、役所から支払われていた、ということになります。

なお、私は、「見張り番」的な活動をしておられる人たちが、お金をどのようにしているのか知りませんが、彼らもタダでやっていることはないと思うので、そういうところは是非、オフレコのお話として結構なんですが、本当の実態を話してもらいたいと思います。そして、基本的には、「お金は取るべし」という方向でやるべきだと私は思います。そうでなければ、若い人たちがそういう活動に入ってくることはなかなかできないことになります。「ええ格好」して、応援・支援、プロボノ活動ということだけでは限界があると思います。あくまで、「弁護士の業務として」、当然ペイするもんだという体制でやるのが本来の姿だと思っています。

問(弁護士 平井)：事件に専与して知識を得て、どんどん入っていくというプロセスだったかと思うんですが、そういう行政処分の取消訴訟とかいろいろな市町村長、自治体で、実際にどれくらいの頻度で行われているのか、というところの現状をお教え願いたいんですけれども。

答(坂和)：まちづくりに関する行政訴訟というのは、本当に極めて少ないです。再開発とか区画整理とか何とか事業というのがいろいろあるわけですが、まちづくりの都市計画決定とか、あるいは事業計画決定とか、に対する取消訴訟というのは極めて少ないです。何件と言われても数字はわかりませんが、判例情報でも、年間で数件は数件でしょう。10件も載らないでしょう。

少し質問に対する答えから外れるかもしれません、さっき言ったように、日本の都市計画といふのは、地域地区制とか用途地域制とか、そういうことが根幹をなしているわけですが、用途変更ということについては、これは「専属性がなし」ということで、行政訴訟になじまないという論点

があります。そういう意味では、山村恒先生などが一貫して主張しておられる、まさに「行政訴訟の幅が狭すぎる」、これを根本的に変えないことには、行政法が市民のものにならない、というのが大きな問題だと思います。だから、専門性についての議論、直接の影響か間接の影響か、あるいは直接の専門性かどうかというような議論をやっている限りは、行政法なんて、本当に司法試験に受かるためとか、大学の単位を取るために学んで、本当に意味のない學問だと思います。(平井)：プライバシー研究会とか、医療問題研究会とかに入ってるんですけど、医療問題研究会なんかは事件性がいろいろあります、その事件に着手弁護士が入っていって、どんどん展開していく。そして、勝訴判決等もたくさん勝ち取って、熱い研究会もかなり発展してるというふうに思います。その分、「開かれた医療」ということの実現に貢献しながら、ペイもしているという状況にあると思います。他方、プライバシー研究会なんかは、あまりペイしていないというふうに思っています。ペイする努力をしていないのかな、という部分も感じておりますが・・・。行政事件については、税金訴訟とかもあります。税金訴訟では我々着手弁護士が事件に関与して、その中でいろいろと勉強して、興味を持って、趣味のほうに向かいながら、ペイもしていくという実績があると思います。

しかし、私も行政事件をやってみたいなと思ってはいますが、なかなか事件に出会わない。そして事件が少ないと、関心もなかなか湧かないというか、持てないというジレンマがあるんです。先生の場合は、最初の事件に出会って、関心を持たれて、はっきりしてこられたというプロセスになっておられるように思うですが、そこら辺のきっかけがないので、自分としても発展性がないまま今に至ってるというような感じがします。これは感想です。

答(坂和)：確かに、おっしゃるとおりだと思います。私も阿倍野再開発の訴訟とかモノレールの訴訟とかは、そういう意味では、たまたま事件に恵まれました。これらの訴訟は、最初から、「負けますよ」ということを納得させたうえの訴訟なんですね。「勝てないよ」ということを納得してもらわないと、訴訟ができないんです。そこが何よりも難しいんです。訴訟をやったら勝てるんだ、ということであれば、「任せとけ」といくらでも言えるけれども、訴訟は「負けるよ」。ただ「負けるけれども、こういうところに意義を見つけてやるんだよ」という説明になると、やはりなかなか難しいです。そういう意味では、大阪のモノレール訴訟は、立ち退き対象者たちが100名集まって原告になって、「とにかく最後まで頑張るんだ」ということで、十数年間やってきたんです。それも、「弁護団を組むので、1人2000円を集め、それで毎月の費用を20万円集めてくれ。それをとにかく続けてくれ。継続が力です」、ということを納得してもらってやったわけです。これができたのは、たまたまモノレール訴訟の場合は、住民運動をやる態勢ができていたということだと思うんです。住民運動の能力を持った人がたくさんいたからできた。逆に言えば、そういう人がいないこ

- 32 -

とにはできないんです。途中でボヤッてしまうんです。阿倍野の訴訟の場合でも、大阪駅前で大阪市が施行者としてやった再開発事業は惨憺たる状態になっていた。ところが阿倍野でも、既に都市計画決定をやっているからという理由だけで、更に続けて大阪市が事業計画決定をやろうとしている。もし、それをやったら、もうくちゃくちゃになってしまう。多分大阪市もそのことは分かっているけれども、今更やめるわけにはいかん、ということで進んでいる。そういう社会状況の下で、今は民事再生の手段中となってますが、当時裕福な企業だった高橋ビルが、自分たちは土地も買っているし、自分たち民間の手で阿倍野再開発をやりたい、大阪市が入らなくてもいい、ということで、高橋ビルとその周辺の住民が、「大阪市に任せたら、えらいことになる」という危機感からやり始めたわけです。これも、たまたま「高橋ビル」という大きな企業が原告になったから、お金の面ではそれなりに維持できました。だからできた。逆にいえば、零細な住民だけが10人集まって、という形ではとてもできなかったと思います。そういう意味では、たまたま条件が揃ったからできただけです。

裏返せば、阿倍野以外の再開発の現場でも、訴訟をやってほしいという相談はいくつか聞いたんです。しかしその現場では、「訴訟は負けるよ。それでもやるのか」という形で話を詰めていくと、結局できなくなったります。こういう例も、いくつあるんです。そういう意味では、裁判をやつてもいい、裁判の中で何か解決方法を見出したい、と住民が頼っても、なかなかその展望を見えないためにあきらめる。結局、泣き寝入りになってしまふ、というケースが非常に多いんです。そういう意味では、非常に残酷です。税金訴訟なんかは、刑事案件で無罪を主張するのと同じで、役所の方が自分の判断が正しいんだということを立証しなければならない、こちらは、「違うやないか」と言って、1ヶ所をつけたら、そこで破れる可能性がある。刑事案件でも、無罪を主張する場合は、基本的に、文句をつければいいわけです。そういう意味では、税金の訴訟はある意味では面白くてやりやすい。「あら探し」、「ケチづけ」で勝てる裁判ですから、非常にやりやすいんです。それに比べて、まちづくりや都市計画の裁判というのは、とにかくしんどすぎる。だからその法律の制度自体を変えないことには、この分野に取り組むのは、かなりボランティア的にならざるを得ません。それが実情です。

このように、事件との関係で考えれば、やはりそうなりますが、事件以外にももっといろいろな要素があるでしょ、それを探してみたらどうですか、ということですね。

問(平井)：集団訴訟以外に、建物の建築の関係とかで代理人になって行政と交渉するようなことはあるんですか。

答(坂和)：それはいつもあります。建物を建てるについて、どういう問題があるか、という相談はよくあります。それから、すぐ隣にマンションが建つで困る、という相談も、かなりたくさん

あります。ただ、これは、都市計画決定取消の訴訟などよりはまだ楽、と思います。つまり仮処分をやると、訴訟をすることによって、相手側にそれなりの対策をとらせる見込みがある程度ありますから、行政訴訟よりはまだやりやすいんです。

もっともそういうマンションの事件になりますと、大手ゼネコンについておられる代理人の先生

というの、大阪弁護士会の某先生、某先生、某先生と、有名な大手事務所の大先生です。その先生

たちは、「あくまでこの紛争は、私との紛争だ。建築主は法律に基づいて、正当な手続きを経てやっている。だから、何も悪いことはない。従って何も譲る必要はない」と言われるわけです。

その事件の当事者として、○○建設の顧問弁護士として、その事件を受任すれば、「そんなもん、

要する必要はない」、「10階建てを9階建てにする必要はない」とアドバイスして、その姿勢で闇

うのが、事件の依頼を受けた弁護士としては、ある意味当たり前なんですが、そこでさっそく松村先

生が言った、まさにプロボノの活動というか、自分が弁護士として、法律専門家として、都市問題

を考えた場合に、果たしてそれでいいのだろうか。顧問先の大きなゼネコンが、「法律に合致して

るから容積率いっぱいに建ててもいいんだ。それに対して文句を言われても全部切り捨てるんだ」

というスタンスで本当にいいのかどうか、ということぐらいは、ちょっと考えてほししいな、と思

います。それは、依頼者の利益を守るということと、その依頼者の利益を守ることがどれだけ社会正義に合致するか、ということの価値判断になると思うんです。このようなケースにおいて、「た

しかに法律には合致しているけれども、それは法律が選択するんだ。本来はやはりこんな高層建築物を建てるのはおかしいんだ」、というふうに考えれば、「お前、確かに法律はこうやけど、やっぱり9階建てにしてやれや。そうすれば、お前とこの企業の株も上がるんや」と言えないものか。「法

律に合致してから10階建てを建てて何が悪いんや」ではなく、「法律では10階建てができるけども、周辺の皆さんとの調和を考えて、あるいは、その意見を聞いて、9階建てにするんだ」、とい

うことが、企業の「売り」になるんじゃないかというような説得はできないものか。こんなことを

思います。

今回の都市計画法の改正の議論の中にも、「周辺との調和」ということが1つのテーマとしてあ

るんです。これは、例えば容積率・建ぺい率はこれだけあります、しかし、みんなが容積率いっぱい

いの建物を建築したらどうなるのかというと、たちまち水道が足りないとか、学校が足りないとか

の事態になることは間違いないんです。要するに、「容積率は当然満杯に充たすべし」ということ

じゃないんです。「その数字まではできますよ」という線を決めているのが日本の法律なのであ

って、それを満たしたら偉いわけでも何でもないんです。「周辺との調和」ということで、本来は、10階

建てができるだけれども、8階建てにして、周辺との調和を図ったんだ、ということが、本当に

「売り」になって、「あの企業は立派な企業だ、社会性のある企業だ」ということでいけるんじゃ

- 34 -

ないか、そういう時代が来るんじゃないかということは漠然と考えます。ただ現実には、そんな甘いことを言っていてもだめだから、いつも喧嘩しきゃあかん、ということになっています。

そういう意味で、大阪弁護士会の会長・副会長経験のある大先生が、そういう大企業の顧問をされている場合、大企業の建築に関する利益、それはあくまで違法なんです。違法な建築をやるのを擁護するような先生はいらっしゃらないけれども、違法建築だからそれでいいんだ、ということにこだわらないで、それとは違う次元で、まちづくりのあり方、建築のあり方ということを考え、ご指導を願えたらな、というふうに思います。

終わりの挨拶

(行政問題特別委員会 委員長 祝前俊宏)

本日はお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございました。また坂和先生には、非常に内容の濃いお話を、立て板に水のごとくお話しいただきましたがどうもありがとうございました。とにかく、どうも我々は業務対策的な感覚というのがあったわけですが、今のお話を聞きまして、また別の見方ということを十分感じることができました。

これを第1回目としまして、今年度まだまだ研究会を企画しておりますので、そちらのはうにも皆さんは是非出席いただきますようお願いいたします。

では坂和先生、どうもありがとうございました。

⑦ 「行政問題特別委員会」は、平成13年4月から「行政問題委員会」に名称変更しましたが、講演当時の名称で統一しております。